

埼玉県家具固定サポーター登録制度を活用した 「家具転倒防止器具設置費用」を助成します

町では、埼玉県家具固定サポーター（町内の業者）に地震対策として、家具の固定業務を依頼した場合、設置費用を助成しています。

※埼玉県家具固定サポーターとは、県が実施する「埼玉県家具固定サポーター登録制度」に登録した業者です。登録業者については、埼玉県HP、防災地域支援課（役場2階）でご確認ください。

対象世帯 小川町に居住する世帯 ※家具固定サポーター（町内業者）に地震対策として、家具の固定業務を依頼した場合に限ります。

対象家具 タンス、食器棚、書棚その他これらに類する床置型の家具、テレビ、冷蔵庫
※借家等で金具、ネジ等を使用して固定する場合は、建物所有者の同意が必要です。

取付方法 家具固定サポーター（町内業者）と相談のうえ、固定方法を選択します。

助成金額 設置費用（税込）の2分の1で、4,000円を限度とします。

※助成金支給申請は、1年度1回限りとします。

申請方法

- 1 埼玉県家具固定サポーター登録制度において、「小川町」の欄に掲載されているサポーター（町内業者）へ、直接、家具固定の事前調査を依頼してください。
- 2 サポーター（町内業者）が、現地調査を行い、見積り（無料）します。
- 3 見積内容を確認し、納得したうえでサポーター（町内業者）と固定作業の契約をします。
- 4 サポーター（町内業者）が固定作業を実施します。
- 5 固定作業完了後、サポーター（町内業者）へ代金を支払います。同時に、助成金支給申請のための証明書を受取ります。
- 6 サポーター（町内業者）が発行した証明書を添付して、防災地域支援課（役場2階）へ助成金支給申請書を提出します。
- 7 銀行振込で助成金を受け取ります。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ ☎ 3 5 1

『おがわ情報メール』のご案内

おがわ情報メールは、電子メールを使って防災・防犯情報や観光・イベントなどの行政情報をお知らせするサービスです。ぜひご利用ください。

登録、情報料は無料ですが、登録・登録解除、メール配信にかかる通信料（パケット代）は、ご登録者の負担となります。

【配信内容】 ①・②・③の情報を利用登録の際に選択することができます。

- ① 防災・防犯等（災害、犯人逃走、迷い人などの緊急的な情報）
- ② 観光・イベント情報（観光情報、町が関係するイベント情報など）
- ③ 各課からのお知らせ（①・②以外の役場からの多様な情報）

※火災発生、鎮火のお知らせは配信していません。比企広域消防本部災害テレフォンガイド「☎ 2 4 - 0 1 1 9」をご利用ください。

【登録方法のご案内】

- ① 下記の仮登録用メールアドレスへ空メールを送信してください。
(携帯電話、スマートフォン、パソコンからご登録できます。)

仮登録用メールアドレス

ogawatown.1221@yb74.asp.cuenote.jp



※注意事項※迷惑メール防止機能や受信制限の設定を行っている場合は、空メール送信前に「ogawa-mail@town.saitama-ogawa.lg.jp」を受信できるように設定してください。

- ② 仮登録完了メールが返信されますので、本文のURLをクリックして本登録フォームに進みます。

- ③ 登録フォームに氏名の入力とお住まいの地域、欲しい情報を選択していただき、「登録」ボタンを押下してください。押下後、「ご登録ありがとうございました」という画面および登録完了メールを受信したらユーザー登録完了です。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当（役場2階） ☎ ☎ 3 5 1

高齢者世帯等の「家具転倒防止器具購入費補助」を行います

町では、地震の際の家具転倒による被害を抑えるため、家具転倒防止器具の購入補助を行います。

対象世帯 ○65歳以上のひとり暮らしの世帯 ○65歳以上の方のみの世帯

○障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

対象器具 家具等の転倒防止に有効な器具等

○天井等に取り付けるポール式器具 ○床との間に挟み込むストッパー・マット式器具

○ガラス飛散防止フィルム ○扉の開閉防止器具

○L型金具及びベルト・チェーン式器具等

※借家等で金具、ネジ等を使用して固定する場合は、建物所有者の同意が必要です。

補助金額 対象経費の2分の1（100円未満は切り捨て）で5,000円を限度とします

※1世帯につき1回限りです。

申請方法

- 1 申請者が次の書類を防災地域支援課（役場2階）にご提出ください。
○家具転倒防止器具購入補助金交付申請書 ○家具転倒防止器具の仕様書及び見積書
○借家等の場合は、所有者または管理者の承諾書
※書類は、防災地域支援課窓口（役場2階）にあります。町HPからもダウンロードできます。
- 2 町からの購入補助金交付決定書を受け取った後に、家具転倒防止器具を購入します。
- 3 家具転倒防止器具実績報告書兼請求書、領収書（品名、規格が明記されたもの）、購入した転倒防止器具の写真を町に提出してください。
- 4 銀行振込で補助金を受け取ります。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ ☎ 3 5 1

高齢者世帯等の「家具転倒防止器具（L型金具）の設置」を助成します

町では、地震の際の家具転倒による被害を抑えるため、L型金具による家具の固定を助成しています。

対象世帯 ○65歳以上のひとり暮らしの世帯 ○65歳以上の方のみの世帯

○障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯

対象家具 タンス、本棚、食器棚を対象として、1世帯につき計3台まで

取付方法 L型金具により、家具と壁を直接固定します。なお、壁の形状によっては取付けできない場合があります。借家等の場合は、建物所有者の同意が必要です。

費用 1世帯につき3台まで無料

※補強材を使用すれば取付けが可能となる場合には、事前に説明の上、別途費用の負担をお願いすることがあります。

申込み **作業実施者** お電話で、公益社団法人小川町シルバー人材センター ☎ 7 2 - 3 4 4 8へお申込みください。

※事前調査のため訪問し、重要事項の説明、作業日などの打合せをします。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ ☎ 3 5 1